

監 査 委 員

7 年監査公表第 7 号

令和 6 年度に執行した監査の結果（令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 2 月 28 日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、京都府知事、京都府議会事務局長及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 7 日

京都府監査委員	能 勢 昌 博
同	藤 山 裕紀子
同	森 敏 行
同	橋 本 幸 三

1 定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 健康福祉部

① 医療課

(指摘)

病院事業会計決算に貯蔵品を計上していなかったもの

(措置の内容)

令和 5 年度決算についての監査の指摘を受けて、令和 6 年度決算において貯蔵品に係る会計処理の修正を行った。

今後は地方公営企業法等に基づく適切な事務の執行に努め、複数の職員により十分にチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

② 家庭支援総合センター

(指摘)

年休等取得日に特殊勤務手当を誤って支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに誤支給分の返納処理を行い、令和 7 年 2 月までに全員から返金を受けるとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後は、手当の入力に際して十分注意するとともに、複数職員による組織的な点検体制を構築することに加え、本人がやむを得ず入力することができない場合でも代理の者が入力する等して当日入力を徹底する。

また、朝礼や職員会議等の場を通じて、特殊勤務手当を誤入力しないよう繰り返し周知・徹底することにより再発防止を図ることとした。

③ 宇治児童相談所

(指摘)

年休等取得日に特殊勤務手当を誤って支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに誤支給分の返納処理を行い、令和 7 年 4 月までに全員から返金を受けるとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後は、手当の入力に際して十分注意するとともに、複数職員による組織的な点検体制を構築することに加え、本人がやむを得ず入力することができない場合でも代理の者が入力する等して当日入力を徹底する。

また、朝礼や職員会議等の場を通じて、特殊勤務手当を誤入力しないよう繰り返し周知・徹底することにより再発防止を図ることとした。

④ 府立洛南病院

(指摘)

行政財産の使用を許可する期間及び使用料の算定を誤っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに過誤の使用許可期間及び徴収済使用料について相手方に説明を行い、令和 7 年 2 月に使用許可期間を変更し、令和 7 年 3 月に使用料の還付及び追加徴収を行った。

また、指摘事項を所内で情報共有し、同様の

事例がないことを確認した。

今後は、会計規則等に基づく適正な事務の執行に努め、複数の職員により十分にチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

(2) 広域振興局

① 乙訓土木事務所

(指摘)

小修繕工事において請負代金を過少に支払っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、小修繕工事の精算手続について再度徹底を図った。

また、本件の相手方へ、令和6年12月に過少分の支払を行った。

なお、他に同様の事例がないか確認したところ、過少支払と過大支払が確認されたため、それぞれ令和7年1月に過少分の支払と過大分の返還を受けた。

今後は精算時に確認が確実に行えるよう、根拠資料を精算書に添付することを徹底するとともに、チェックシートを新たに作成し、確認不足が発生しない取組を導入することにより、再発防止に努めることとした。

② 中丹東保健所

(指摘)

補助金交付の要件を満たしていないものに対し額の確定等を行っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、事業者に対して正当な補助金実績報告書の提出を求め、額の確定を行い、令和7年2月に過大に交付していた補助金の返還を受けた。また、補助対象として承認通知を发出していたもののうち、補助対象要件に該当していなかったものについて、令和6年12月に事業者に対して承認取消通知を行った。

今後は、複数職員が補助金制度、補助事業内容を理解した上で補助金交付申請書等の記載内容と証拠書類との整合を確認する体制をとり、再発防止を図ることとした。

③ 丹後広域振興局（宮津）

(指摘)

行政財産使用料の算定を誤り過少徴収していたもの

(措置の内容)

過去の全ての行政財産目的外使用許可について、使用料に誤りがないかを点検した。相手方3者分の許可において、令和3年度以降の建物使用料の算定に誤りがあったため、相手方に事情を説明の上、正しい内容の使用許可書に訂正し、令和6年12月までに不足額を徴収した。

今後の対応として行政財産目的外使用料の計算に係る注意事項を示したチェックシートを作

成し、起案の回付時に他の職員がこのチェックシートによって要注意箇所を重点的にチェックすることができる体制を強化し、再発防止に努めることとした。

④ 丹後土木事務所

(指摘)

委託料を過大に支払っていたもの

(措置の内容)

過大に支払った委託料について、相手方へ説明を行い、令和7年6月に分割納付（令和7年度から9年度の3箇年）による過払金の返還について協定を締結し、同月に令和7年度分の返還を受けた。

今後は、委託料の算定に当たり、複数の職員による確認を行い、再発防止を徹底することとした。

(3) 議会事務局

(指摘)

私費による支払が翌年度に判明し処理したものの

(措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、適切な事務処理についての共通理解を図り、同様の事例がないことを確認した。

業務完了後や月毎の支払状況については、会計事務月次点検及びチェックリストによる点検を複数人で行うとともに、各担当業務の進捗状況等を正確に把握することで、組織的なチェック体制を強化し、再発防止を図ることとした。

(4) 教育委員会

府立朱雀高等学校

(指摘)

外部講師等への謝金及び旅費の支払が著しく遅延していたもの

(措置の内容)

監査終了後、全課程の事務室会議を開催して説明を行い、管理職全員で内容を共有した。

今後は、複数の事務職員で進捗管理、管理職・担当教員・事務職員で綿密に確認し合い、事業内容の共有の徹底を図るとともに、月例点検時の重点的な確認を行い、再発防止に努めることとした。

2 財政的援助団体等監査

監査の結果

(1) 京都府公立大学法人（府立医科大学）

(指摘)

毒物及び劇物の管理が適正でないもの

(措置の内容)

今回の監査結果を踏まえ、京都府公立大学法人府立医科大学において、毒物及び劇物の管理について、適切な管理・運用を行うよう指導した。

当該法人においては、学内で関係所属長に対して適正管理について通知し、使用見込みのない毒物・劇物については、廃棄を実施していることを確認した。

また、各所属において定期的に現物と整理簿の照合確認をするよう再周知・徹底しているほか、大学として定期的な立会検査（各教室の管理状況の点検と現物確認）を新たに実施していることを確認した。

(2) 公益社団法人京都府青少年育成協会

(指摘)

施設の使用に係る料金を府の承認を得ず徴収していたもの

(措置の内容)

今回の監査結果を踏まえ、公益社団法人京都府青少年育成協会において、今後施設の利用料金の徴収は京都府立青少年海洋センター条例で定められた範囲のみとするよう、事務局職員に対して研修を実施し、再発防止の徹底を図ったことを確認した。また、承認を得ず徴収していた利用料金については、令和7年7月までに、返金を辞退された団体等を除き、返金手続が完了したことを確認した。

さらに、当該団体に対し、指定管理団体として条例及び「京都府立青少年海洋センターの管理に関する基本協定」に基づく適切な施設管理・運営を行うよう指導した。